憲法共同センター「5月宣伝スポット」（参考例）

（★「ウクライナ」「コロナ」など情勢の変化と市民感情に留意しながらご活用ください）

みなさん、私たちは、労働者や中小業者、農民、女性、医療、法律団体などが力をあわせて、憲法を守り生かそうと運動をすすめている「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター」です。いま、憲法9条などの改憲を許さず、憲法が生きる社会をめざし、「憲法改悪をゆるさない全国署名」にとりくんでいます。ぜひご協力をお願いします。

みなさん、ロシアのウクライナ侵攻は、ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章と国際法を踏みにじる紛れもない暴挙です。ロシアの侵略行為のなかで、さらに生物・化学兵器、さらに核兵器使用の危険が生まれています。万が一、これらの大量破壊兵器が使用されれば、取返しのつかないことになります。ロシアは直ちに撤退せよ、生物・化学兵器の使用、核兵器の使用は絶対に許さないの声を、唯一の戦争被爆国・日本から大きく広げましょう。

　みなさん、ロシアの蛮行をやめさせる道は、「侵略戦争やめよ」「国際法を守れ」の声を世界の諸国民とともに上げ、ロシア政府を包囲することです。国連安全保障理事会は、ロシアの拒否権で十分に機能していませんが、国連総会はロシアの侵略を断罪し、民間人の保護を求める２つの決議案を圧倒的多数で採択しました。国連総会が侵略行為への非難決議を採択したのは６例目ですが、140カ国以上の賛成は、過去最多です。世界中で「戦争反対」とロシアを批判するデモがわきおこり、報道統制下にあるロシアの世論にも影響を与えています。この力をもっともっと大きくしてロシア政府を包囲しようではありませんか。

みなさん、ロシアのウクライナ侵略に乗じて、国内では日米同盟強化、軍事力強化や核兵器保有が声高に言われています。安倍元首相や日本維新の会などは、日本がアメリカと核兵器を「共有」する議論をするべきだと言っています。

自民党の安全保障調査会は、「敵基地攻撃能力」の名称を「反撃能力」と変えて、ミサイル基地だけでなく、相手国の指揮統制機能も攻撃対象とするとの提言を取りまとめ、4月26日に政府に提出しました。専守防衛という国是を踏みにじるとんでもない提言です。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」に決意し、武力の威嚇や武力の行使を放棄し、陸海空軍の戦力不保持を明記した憲法9条に違反した敵基地を攻撃する軍事力を持つこと、そして、そのために軍事予算をＧＤＰ比2％に倍化する、11兆円もの巨額を軍事費に注ぎ込むことは、絶対に許してはなりません。

みなさん、今回のウクライナ問題は、平和を守るために本当に大切なことは何なのか？を私たちに問いかけています。軍事同盟は「敵国」を想定し、「敵国」とされた相手は当然負けないだけの軍事力を持とうとします。果てしない軍拡競争で喜ぶのは軍需産業とそれと結託する政府です。犠牲にされるのはいつでも教育や社会保障の予算であり、市民生活です。

第二次世界大戦後、国際社会は、軍事的対立から脱するために、軍縮への合意を進め、数々の非人道兵器を禁止する規範をつくり、核兵器禁止条約を発効させるまで進化させてきました。こうした人類の英知と努力を逆行させてはなりません。

憲法９条を改憲する自民党の狙いは、海外で自由に戦争ができるようにすることです。それは結局、「力には力を」「核兵器には核兵器を」というものであり、プーチンと同じ立場ではないでしょうか。国連憲章は、「武力による威嚇」「武力の行使」を明確に禁じています。日本の憲法９条は、この国連憲章の上に、さらに戦争のための「戦力」を保持しないことを明確にして、世界平和の先頭に立つ決意をのべています。この国連憲章をしっかり守り生かす国際社会を築いていくこと、そのために憲法９条を持つ日本がその先頭に立つことこそが、いま必要なことではないでしょうか。

憲法９条に込められた「戦争をしない」という強い決意は、世界中で通用する普遍性がある理念です。アフガニスタンで活躍されたNGOペシャワール会の故中村哲医師は、かつて毎日新聞の取材にこう答えました。「どんな山奥のアフガニスタン人でも、広島・長崎の原爆投下を知っている。その後の復興も『日本は一度の戦争もせずに戦後復興を成し遂げた』と思ってくれている。アフガンで実感するのは、他国に攻め入らない国の国民であることがどれほど心強いか。アフガニスタンにいると『軍事力があれば我が身を守れる』というのが迷信だと分かる。敵を作らず、平和な信頼関係を築くことが一番の安全保障だと肌身に感じる。単に日本人だから命拾いしたことが何度もあった。憲法9条は日本に暮らす人々が思っている以上に、リアルで大きな力で、僕たちを守ってくれているんです」

　みなさん。多くの国民は憲法改正など望んでいません。先の総選挙中の世論調査でも、政治の優先課題として憲法改正をあげた人はわずか３％でした。憲法第９９条が国会議員に課しているのは、「憲法を尊重し擁護する義務」です。自民党や公明党、日本維新の会、国民民主党の国会議員の勝手な思惑で、憲法審査会を毎週開催し、憲法を改正することは、立憲主義の基本に反します。憲法は、変えるのではなく、今こそ守り、生かすことが大切ではないでしょうか。

　みなさん。7月には参議院選挙が行われます。国民の願いに背をむけ、憲法改悪と戦争する国づくりに突き進む自民党や公明党、維新の会などの改憲勢力を必ず3分2割れに追い込もうではありませんか。市民と野党の共闘で、憲法をいかして国民の願いを実現する政治に転換するために力を合わせましょう。

ロシアの侵略をやめさせ、ウクライナの平和と独立をとりもどしましょう。憲法９条を持つ日本が、いまこそ世界平和のイニシアティブを発揮し、憲法を生かして暮らしを充実する日本をめざしていきましょう。「憲法改悪をゆるさない全国署名」へのご協力を心からお願い申し上げます。